

熱中症対策の義務化がスタート

6月に入り、最高気温が30℃を超える日も出てくるようになりました。すでにご承知のことと思いますが、6月1日より職場における熱中症対策が事業主の義務となっています。

法人・事業所として求められる措置は、

①熱中症の自覚症状がある者、または熱中症のおそれがある労働者を見つけた者が、その旨を報告するための体制整備と関係者への周知

②熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断ができるよう、

- ・緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先・所在地等の周知
- ・重篤化を防ぐために必要な措置の手順作成と関係者への周知

となっています。法令上、措置の対象となるのは、「WBGT（暑さ指数）28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業」とされていますが、そういった作業がないような事業所でも、熱中症のリスクは決してゼロではありません。

少しでも体調がおかしい場合にすぐ報告できたり、周囲が異変に気づける体制づくりや、緊急連絡先や対応手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知徹底しておくなど、事業所ごとに対策を講じておくようにしましょう。

参考サイト：[職場における熱中症予防情報](#)

福祉現場の「生産性向上」を考える⑤

引き続き、「生産性向上ガイドライン」に基づいて、各視点をみていきます。

④記録・報告様式の工夫

この項目は、直接支援ではない間接業務（周辺業務）の中でも、効率化の余地が大きい業務だと思います。これまで日報やケース記録を、手書きで記入していた（しかも何度も同じような内容を複数の紙に書いていた）ものが、タブレットに一度入力すれば済むようになる、といった省力化が図れます。

デジタルでなくとも、たとえば事故報告書の書式を見直し、書く項目（いつ・どこで・誰が等）を示しておき迷わず記入できるようにする、あるいはチェックリスト形式にする、といった工夫もあり得ます。そして記録様式の明確化や統一化は、リスクマネジメント（事故の予防や、事故発生後の報告・検証）にもつながることとなります。

⑤情報共有の工夫

④の記録・報告とも重なりますが、記録した情報を職員間でどのように共有するか、どこに保管し、どういった方法でアクセスできるようにするか、といった視点になります。その際、「誰に・どのような情報が必要なのか」「どのタイミングで情報を得る必要があるか」「そもそもどういった情報があればよいのか」といった点を検討することも重要です。

また、リアルタイムの情報共有方法として、インカムの導入なども推奨されています。職員がそれぞれ離れた場所で業務をしている中で、遠隔でも連絡ができる・指示が出せるといったツールの活用事例はガイドラインにも多く掲載されています。次回へ続きます

職員向け研修や認証評価制度の活用を！

今年度も、県社協主催「福祉職員生涯研修」がスタートしています。人材の育成・定着がますます求められる状況の中、集合研修の受講希望が非常に増えているとのことです。[きやりあねっと HP](#)から検索・申込をお願いします。

また、県としても[福祉事業所認証・評価制度（信州ふくにん）](#)に力を入れていきたいと聞いております。私も審査に関わっておりますので、職場の魅力アップと対外的なPRのためにも、多くの事業所に認証を受けてもらいたいと思っております。ぜひご活用を！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL：026-217-3152 FAX：026-217-3153

URL：<https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail：mail@sugiyama-sr.net